

2010 年 11 月 12 日
郵便事業株式会社**米国等あて航空運送する郵便物の一部の引受停止について**

郵便事業株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 鍋倉 眞一）は、米国等あてに航空運送する郵便物で重量 453 グラム（16 オンス）以上のものについて、最近のテロリストの脅威に対する米国の航空保安強化に伴い、これらを名あて地まで航空運送する手段がなくなることから、平成 22 年 11 月 17 日（水）から当分の間、その引受けを停止することとしますので、お知らせいたします。

なお、状況に変化があった場合は、改めてお知らせいたします。

1 引受停止する郵便物

次のいずれにも該当する郵便物

名あて国	郵便物の種類	郵便物の重量	料金納付方法
米国又は同国の海外領土（グアム、サイパン、ウェーキ、北マリアナ諸島、ミッドウェイ諸島、プエルト・リコ、米領サモア及び米領ヴァージン諸島）	航空運送される次のもの ・ 航空通常郵便物 ・ 航空小包郵便物 ・ SAL 通常郵便物 ・ SAL 小包郵便物 ・ 国際スピード郵便物（EMS）	453 グラム（16 オンス）以上	原則、料金後納又は料金計器別納でないもの（切手貼付等）

2 その他

重量 453 グラム（16 オンス）未満の航空郵便物及び船便郵便物については、通常どおりお引受けいたします。

以 上